一関地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等に関する要綱

平成29年３月31日
一関地区広域行政組合告示第11号
改正　令和３年３月31日　告示第12号
改正　令和６年９月９日　告示第91号

（趣旨）

第１　この告示は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、一関地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年告示第９号。以下「組合実施要綱」という。）に規定する訪問介護相当サービス、訪問型サービスＡ、通所介護相当サービス及び通所型サービスＡに係る事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この告示における用語の意義は、この告示において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年６月９日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

（指定事業者の指定等）

第３　法第115条の45の５第１項に規定する指定の申請を行おうとする者は、指定申請書に関係書類を添えて管理者に提出するものとする。

２　法第115条の45の６第１項に規定する指定の更新に係る申請を行おうとする者は、指定更新申請書に関係書類を添えて管理者に提出するものとする。

３　管理者は、前２項の規定による事業者からの申請を受けたときは、申請内容について法第115条の45の５第２項の基準に基づき審査し、指定をすることを決定したときは、その旨を当該申請をした者に介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業者（指定による訪問型サービス・通所型サービス）指定通知書（別記様式）により通知するものとする。

４　前項の規定により指定の通知を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（指定事業者の指定の有効期間）

第４　省令第140条の63の７の規定による指定事業者の指定の有効期間は、組合実施要綱

において定めるものとする。

（指定の拒否）

第５　第３に規定する指定事業者の指定について、当該事業者を指定することにより、本組合における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができる。

（変更の届出等）

第６　指定事業者は、指定の申請事項の変更に係るものにあっては変更届出書により、事業の廃止又は休止に係るものにあっては廃止・休止届出書により、事業の再開に係るものにあっては、再開届出書により行うものとする。

（申請等の様式）

第７　第３第１項若しくは第２項又は第６の規定による申請及び届出（以下「申請等」という。）は、省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定事業者情報の提供）

第８　管理者は、第３から第６までの規定による申請又は届出の受理をしたときは、指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を都道府県、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会その他管理者が必要と認めるものに対して提供することができる。

⑴　指定事業者の名称及び所在地

⑵　申請者又は届出者の名称並びに主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

⑶　指定（指定の更新又は変更を含む。）、廃止、休止、再開又は指定の辞退の年月日

⑷　事業開始年月日

⑸　運営規程

⑹　介護保険事業所番号

⑺　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

⑻　役員の氏名、生年月日及び住所

⑼　その他管理者が必要と認める事項

（申請等の手続における電子情報処理組織の使用）

第９　申請等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合に

あっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出しなければならない。

（補則）

第10　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

２　この要綱の規定は、施行の日以後における介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

制定文（抄）（平成29年３月31日告示第11号）

平成29年４月１日から施行する。

改正文（抄）（令和３年３月31日告示第12号）

令和３年４月１日から施行する。

改正文（抄）（令和６年９月９日告示第91号）

令和６年10月１日から施行する。

別記様式（第３関係）

一関地区広域行政組合指令一広介第　　号

所在地
事業者名

介護予防・日常生活支援総合事業
第１号事業者（指定による訪問型サービス・通所型サービス）指定通知書

介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 45 の５第２項の規定により介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業者の指定事業者として次のとおり指定する。

１　事業者名称
２　代表者の職名及び氏名
３　事業所名称
４　事業所所在地
５　介護保険事業所番号
６　指定年月日　　年　　月　　日
７　指定満了日　　年　　月　　日
８　事業の種類
９　指定の条件

年　　月　　日

一関地区広域行政組合
管理者